

市・都民税、所得税の申告をする方へ

●高齢者の障害者控除対象者認定書を発行します

次の認定要件のすべてに該当する65歳以上の方に、市・都民税、所得税の申告に必要な障害者控除対象者認定書を発行します。

◇認定要件

- * 障害者手帳を持っていない（お持ちの方は申告時に手帳の提示により控除可）
- * 介護保険の要介護1～5の認定を受けている

* 市の障害者控除対象者認定

基準に該当する（事前に介護福祉課認定担当に問い合わせを）

◇申請

介護保険証を持つて、市役所介護福祉課へ

※代理人の方は、本人確認できる書類、対象となる方の介護保険証をお持ちください。

*詳しく述べ

詳しくは、介護福祉課認定担当へ。

日に、昨年初めて国民年金保険料を納付した方には、2月上旬に日本年金機構から控除証明書を送付します。
☆国民年金について詳しくは、控除証明書専用ダイヤル ☎ 0570-003-004、また 042-523-1352へ。
は、立川年金事務所 ☎ 0352へ。
☆国民年金基金について詳しく述べ

認可外保育施設の保育料を補助

月64時間以上の就労、出産、病気、求職、就学などの理由で、保育の必要性があると認められると、次のとおり補助を受けられる場合があります。

保育の必要性の認定を受けていない方は、市役所子ども子育て支援係へ連絡してください。

◎保育料の無償化

認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を利用している方が対象です。

◇無償の範囲

- * 0～2歳のお子さんのいる住民税非課税世帯=月4万2000円まで
- * 3～5歳のお子さんのいる世帯=月3万7000円まで

◎認可外保育施設利用支援

認可外保育施設のうち、認証保育所、及び、都の指導監督基準を満たす施設を利用している方が対象です。

認可保育所よりも保育料が高い場合に、その差額を補助します。上限額は、下の表のとおりです。
☆詳しくは、子ども子育て支援係へ。

▼補助上限額(月額)

支給要件			上限額
0～2歳児 クラス	住民税課税 世帯	第1子	4万円
		第2子	5万4000円
		第3子以降	6万7000円
	住民税非課税世帯	2万5000円	
3～5歳児クラス		2万円	

マイナンバーカードの受け取りはお済みですか



申請後に市から交付通知書が届いたら、早めに、交付予約システムまたは電話で受け取り日時を予約してください。なお、交付通知書に記載の期限を過ぎても、当面、受け取ることができます。

☆詳しくは、市民係へ。

市ホームページはこちら▶



休日保育をご利用ください ～令和5年度の事前登録を受け付け～

仕事などにより家庭で保育できない場合に利用できます。利用には登録が必要です。4月からの利用を希望する場合は、2月20日～3月20日に各施設へ問い合わせのうえ、登録してください。

☆詳しくは、子ども子育て支援係へ。

市ホームページはこちら▶



	上ノ原保育園分園	認定こども園 ミナパもくせいのもり
所在地	昭和町4丁目	もくせいの杜1丁目
問い合わせ	☎ 595-7058	メール minapa@tns.or.jp
対象	1歳以上で、離乳食が完了している未就学児	
日時	日曜日、祝日(年末年始を除く)の午前7時30分～午後6時30分	日曜日、祝日(年末年始を除く)の午前7時～午後6時
費用	有料(金額については問い合わせを) ※お子さんが認可保育施設などに通っている場合は費用負担なし(要件あり)	